

「消費税増税に伴う ST 検査申請システムへの入力方法の調整について」

(本年 9 月末までの処置)のお知らせ

本年 9 月末までの間、ST 検査申請(システム申請)に関し、商品の希望小売価格の入力方法について、次のように取り扱いますので、よろしくお願いします。

(1) 本年 10 月 1 日以降に発売する商品(消費税 10%)については、ST 検査申請のシステム入力に関して、希望小売価格は「税抜価格」で入力してください。

(システム上は、「税抜価格」「税込価格」の選択が可能ですが、「税込価格」を選択しますと、消費税率(10%とすべきものについても)8%として本体価格が自動算出されてしまいます。)

本年 10 月 1 日以降は、ST 検査申請システムは、現行と同じ入力方法に戻ります。

(「税抜価格」「税込価格」のいずれも選択可)

(2) 本年 9 月末までに発売する商品(消費税 8%)については、現行の入力方法(「税抜価格」「税込価格」のいずれも選択可)に変更はありません。

(説明)

1. 検査料の決定方法

「検査料(税抜価格)」は、「希望小売価格(税抜価格)」を元に決定しています。

システム上は、申請者の便宜のため、希望小売価格の入力は、「税抜価格」又は「税込価格」のいずれかを選択できるようになっています。「税込価格」を選択して入力した場合、自動的に「税抜価格」が算出され、それを元に検査料が決定されます(別紙 1 参照)。

2. 本年 9 月末までの状況への対応

本年 10 月 1 日に消費税率が改定される予定ですが、本年 9 月末までの期間において、システム(入力)上では、10 月 1 日より前に発売する商品(消費税率 8%)と、10 月 1 日以降に発売する商品(消費税率 10%)が混在する状況が発生します。このため、本年 9 月末までの間、ST 検査申請システムへの入力方法について、本件の対応を行います。

なお、この 9 月末までの間について、「税込価格による入力」に関し、両方の税率(8%・10%)に対応するようなシステムの変更は行いません。これは、本年 9 月末までの時限的な状況であること、システムが複雑化すること、システム改変費用が高額になること等を考慮したものです。

3. 希望小売価格のシステム入力方法

- (1) 本年 9 月末までの間、「本年 10 月 1 日以降に発売する商品」については、消費税率を 10% として計算した税込みの希望小売価格を入力するのではなく、上記の入力方法でお願いします(別紙 2 参照)。
- (2) 従来から希望小売価格を税抜価格で入力されている場合は、検査料(税抜価格)が自動的に算定されますので、従来どおりの入力方法で問題はありません。
- (3) 本件は、「検査価格(税抜)」の算定のための希望小売価格の入力の取扱いを決めたものです。

「検査価格」に適用する消費税率は、検査申請日時点のものではなく検査完了日(判定通知日)のものを適用します。

4. 「改良申請」の扱い

「改良申請」であって、オリジナルの申請が「税込価格」であった場合には、希望小売価格は、システム上、修正不可の項目となり、変更できませんので、当協会事務局に連絡し、改良申請の希望小売価格を「税抜価格」に修正するよう、依頼してください。

検査手数料は、申請製品の希望小売価格(税抜価格)に応じて以下のとおり設定しています。

No.	標準小売価格	検査料(税別)2016 基準
①	300円以下	5,900円
②	301円以上～3,000円以下	11,900円
③	3,001円以上～8,000円以下	16,800円
④	8,001円以上	24,200円
	シリーズ製品の同時申請の軽減	3,100円

<申請システムの価格フラグ 入力画面>

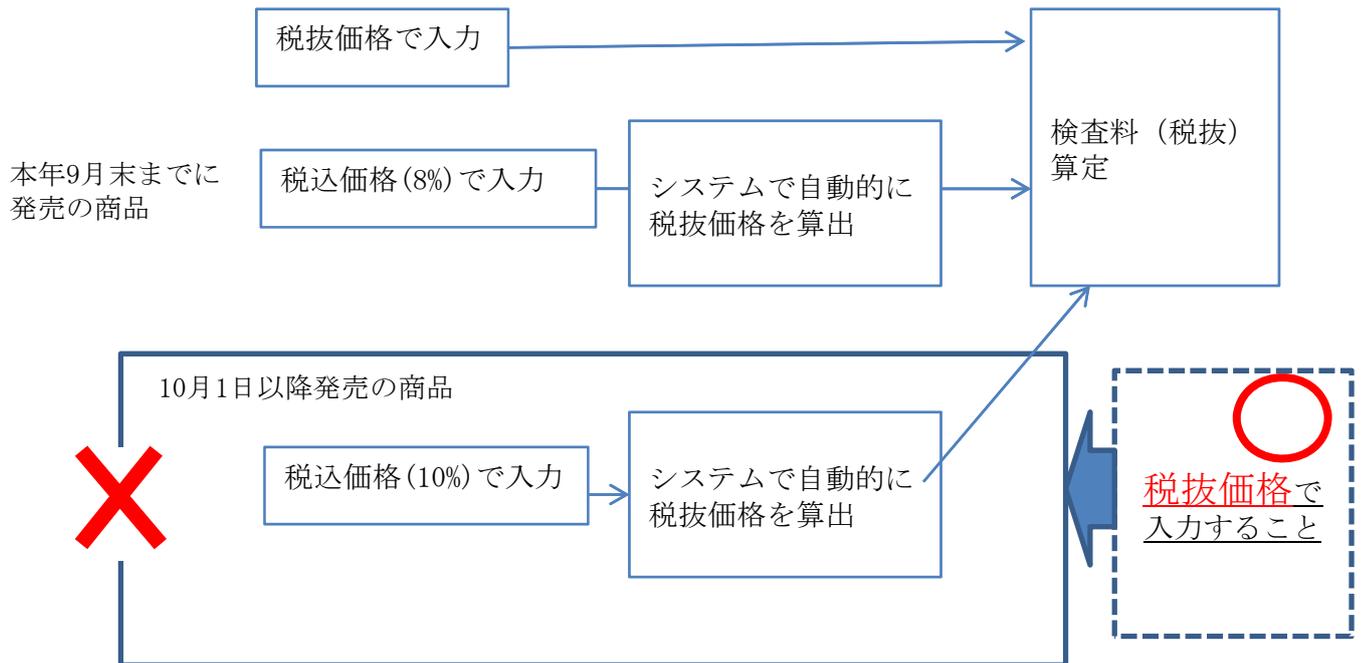
申請時に、希望小売価格を入力し、それが「税込」か「税抜」かを選択します。

「オープン」を選択した場合、希望小売価格 0 円(未入力)の場合は、④で算出します。

※価格フラグ	<input type="radio"/> 税込 <input checked="" type="radio"/> 税抜 <input type="radio"/> オープン	※希望小売価格	<input type="text" value="1000"/>	X
--------	---	---------	-----------------------------------	---

消費税増税に伴うST検査申請システムへの入力方法の調整

○本年9月末までの入力



○本年10月1日以降の入力(通常の入力に戻ります)

